

令和元年度 第1回鹿児島空港周辺地域環境整備委員会

日時：令和元年5月24日（金）

午後2時～

場所：溝辺総合支所第1・2会議室

会 次 第

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 委員長選出
4. 委員長あいさつ
5. 委員会の運営について
6. 協議事項
 - 1) 鹿児島空港周辺地域環境整備基金の運用状況について
 - 2) 鹿児島空港周辺地域環境整備基金の活用について
7. その他
8. 閉会

鹿児島空港周辺地域環境整備委員会 委員名簿

	団体名	役職	氏名(敬称略)	
(1) 企画部長				
	霧島市	企画部長	有馬 博明	○
(2) 地区自治公民館代表 (12名以内)				
	陵北地区自治公民館	館長	今吉 法行	
	大川内岡地区自治公民館	館長	岩元 義明	○
	石峯地区自治公民館	館長	末永 利治	
	麓原地区自治公民館	館長	鎌田 稔	○
	玉利地区自治公民館	館長	山下 初男	
	陵南地区自治公民館	館長	木村 利実	○
	論地地区自治公民館	館長	内村 俊博	○
	三縄地区自治公民館	館長	東郷 護寛	
	水尻横頭地区自治公民館	館長	重森 隆	○
	中福良地区自治公民館	館長	徳丸 靖人	
	日当山地区自治公民館	館長	土井 忠彦	
	姫城地区自治公民館	館長	万膳 洋孝	
(3) 識見を有する者 (5名以内)				
	元溝辺町議会事務局長・元霧島市合併協議会委員		今島 光	
	溝辺地区民生員児童委員協議会	溝辺地区民生委員 児童委員	米丸 万里子	
	溝辺地区自治公民館連絡協議会	会長	岩元 晃一	
	隼人地区自治公民館連絡協議会	会長	林 慶藏	
	迫間自治会	会長	窪徳 秀雄	

※ 本委員の任期は、平成29年5月31日から令和元年5月30日までとする。

ただし、万膳委員の任期は、平成29年10月12日から令和元年5月30日まで、窪徳委員の任期は、平成30年4月20日から令和元年5月30日まで、有馬委員、岩元義明委員、鎌田委員、木村委員、内村委員及び重森委員の任期は、令和元年5月24日から令和元年5月30日までとする。

○鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則

平成17年11月7日

規則第25号

改正 平成18年3月31日規則第51号

平成19年3月31日規則第21号

平成27年4月30日規則第28号

平成28年11月18日規則第36号

平成29年3月31日規則第23号

(設置)

第1条 鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成17年霧島市条例第87号。以下「条例」という。)第1条の目的を達成するため、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会)

第2条 委員会の委員は、18名以内をもって構成する。

(1) 企画部長

(2) 地区自治公民館代表 12名以内

(3) 識見を有する者 5名以内

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を辞したときは、委員の職を失うものとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(任務)

第3条 委員会は、条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 環境整備の基本的基準に関する事項

(2) 鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画に関する事項

(3) その他必要な事項

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長が必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査会)

第5条 必要に応じ、委員会に審査会を置くことができる。

2 審査会は、委員会において指名する者5人以内で構成する。

3 審査会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の任務)

第6条 審査会は、霧島市航空機騒音対策住宅騒音防止工事施工住宅補修費等補助金交付要綱(平成17年霧島市告示第17号)第4条(その他市長が特に必要と認める事業にかかわるものに限る。)による事業の申請につき、審査する。

2 審査会は、申請に係わる事業について適又は不適を委員長を通じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部地域政策課が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第21号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月30日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月18日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第23号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例

平成17年11月7日

条例第87号

(設置)

第1条 鹿児島空港周辺地域の環境整備を図り、もって空港と周辺地域の調和のとれた発展を推進するため、鹿児島空港周辺地域環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、鹿児島空港周辺地域における航空機騒音対策等の環境整備事業の経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成5年溝辺町条例第9号)又は鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成5年隼人町条例第3号)の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例の相当規定により積み立てられた基金とみなす。

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績（※平成5年度造成分）

鹿児島空港周辺地域環境整備基金は、平成4年の鹿児島空港運用時間1時間延長の際に、下の表の事業項目を実施するため、旧溝辺町では鹿児島県が5億円、旧溝辺町が2億円、旧隼人町では鹿児島県が8千万円、旧隼人町が2千万円を出資して積み立てた基金で、残高は平成30年度末で308,247,676円です。

現在の基金活用計画といたしましては、表の右側の事業内容の欄に掲載している、基金事業で設置した空調機の更新（10年を経過して修理不能なクーラー）やNHKテレビ受信料の助成を引き続き行っています。

言葉の説明：基金とは、特定の目的のための資金として積み立てた財産で、いわゆる貯金のようなものです。

平成5年度～平成30年度集計				
				単位：円
番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	982	218,085,736	対象区域内に基準日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	9,217	25,667,430	対象区域内に平成21年3月31日以前から居住している住宅を対象に継続中
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	31	82,200,000	事業完了
4	教育施設空調機整備	6	229,300,000	事業完了
5	共同受信施設機能回復助成	2	3,200,000	事業完了
6	事務費		15,972,325	
計	基金を活用した事業の合計額		574,425,491	
※教育施設空調機整備：陵南小学校（本館・別館）・陵南幼稚園・溝辺中学校・溝辺小学校・竹子小学校（陵南中学校は国の補助事業で整備）				
※共同受信施設機能回復事業：中福良・土橋、表木山・迫間の2箇所を整備				
①	基金積立額		800,000,000	
②	利子等積立額		82,673,167	
③	基金を活用した事業の合計額		574,425,491	
	基金残高（①+②-③）		308,247,676	

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績（溝辺地区）（※平成5年度造成分）

平成5年度～平成30年度集計（溝辺地区）

単位：円

番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	921	189,663,730	対象区域内に平成4年10月31日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	7,188	19,932,435	対象区域内に平成21年3月31日以前から居住している住宅を対象に継続中
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	11	44,000,000	事業完了
4	教育施設空調機整備	6	229,300,000	事業完了
5	事務費		15,122,791	
計	基金を活用した事業の合計額		498,018,956	

※教育施設空調機整備：陵南小学校（本館・別館）・陵南幼稚園・溝辺中学校・溝辺小学校・竹子小学校（陵南中学校は国の補助事業で整備）

①	基金積立額		700,000,000	
②	利子等積立額		77,896,821	
③	基金を活用した事業の合計額		498,018,956	
	基金残高（①+②-③）		279,877,865	

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績（隼人地区）（※平成5年度造成分）

平成5年度～平成30年度集計（隼人地区）

単位：円

番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	61	28,422,006	対象区域内に昭和57年告示日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	2,029	5,734,995	事業完了
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	20	38,200,000	事業完了
4	共同受信施設機能回復助成	2	3,200,000	事業完了
5	事務費		849,534	
計	基金を活用した事業の合計額		76,406,535	

※共同受信施設機能回復事業：中福良・土橋、表木山・迫間の2箇所を整備

①	基金積立額	100,000,000	
②	利子等積立額	4,776,346	
③	基金を活用した事業の合計額	76,406,535	
	基金残高（①+②-③）	28,369,811	

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績（※平成5年度造成分）

平成30年度							
単位：円							
番号	事業項目	溝辺地区		隼人地区		合計	
		件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	52	5,796,345	2	195,863	54	5,992,208
2	NHKテレビ受信料助成	348	974,310		（事業完了）	348	974,310
計	基金を活用した事業の合計額		6,770,655		195,863		6,966,518
①	基金残額		286,247,067		28,525,668		314,772,735
②	利子等積立額		401,453		40,006		441,459
③	基金を活用した事業の合計額		6,770,655		195,863		6,966,518
	基金残高（①+②-③）		279,877,865		28,369,811		308,247,676

鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画(溝辺町)

(単位:千円、世帯)

区分	対象施設・対象者		対象経費	補助額	実施期間	基準事業費	対象数	備考
	要件	公民館等						
住宅防音対策	W値75を含む自治公民館区域内に平成4年10月31日以前から居住している者の住宅	陵北 大川内岡 石峯 鍋麓原 玉利 陵南 論地	対象住宅に空調機(1戸につき1台に限る)を設置する場合の当該費用	限度額 315千円	概ね 4年	315	604	事業完了
同上更新①	同上			限度額 133千円	10年後	133	662	
同上更新②	同上				10年後	133	662	
国庫事業住宅防音対策 告示日後更新①	第1種区域内に居住している者で、国庫事業の対象となっている住宅		国庫事業の住民負担のうち5%を超える部分	対象経費は事業費の30% 限度額42千円	国庫事業から10年後	42	10	
同上更新②	同上				10年後	42	10	
集会施設防音対策	概ねW値70以上の区域にある公民館	石峯 鍋麓原 大川内岡 論地	防音工事や研修施設整備等に要する経費(工事費・設計監理費・備品費等)	限度額 500万円	概ね 3年	5,000	4	事業完了
	町長が特に必要と認めた公民館	陵南 陵北 水尻横頭 玉利 三縄		限度額 300万円	概ね 3年	3,000	5	事業完了
集落施設整備	町長が特に必要と認めた集落	桑迫 今向		対象経費の全額	単年	1,000	2	事業完了
テレビ受信料助成	右記の自治公民館の区域内に平成21年3月31日以前から引き続き居住し、日本放送協会と放送受信契約を平成21年3月31日以前に締結している者	陵北 大川内岡 石峯 鍋麓原 玉利 陵南 論地	NHK受信料	年 2,820円/世帯	毎年	2.82	662	
教育施設整備	国の防音工事助成区域外の教育施設	溝辺中学校 溝辺小学校 陵南小学校 陵南幼稚園 竹子小学校	防音工事に要する経費の国費分	対象経費の全額	概ね 4年	70,000 70,000 67,000 10,000 50,000	5	事業完了

鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画(隼人町)

(単位:千円、世帯)

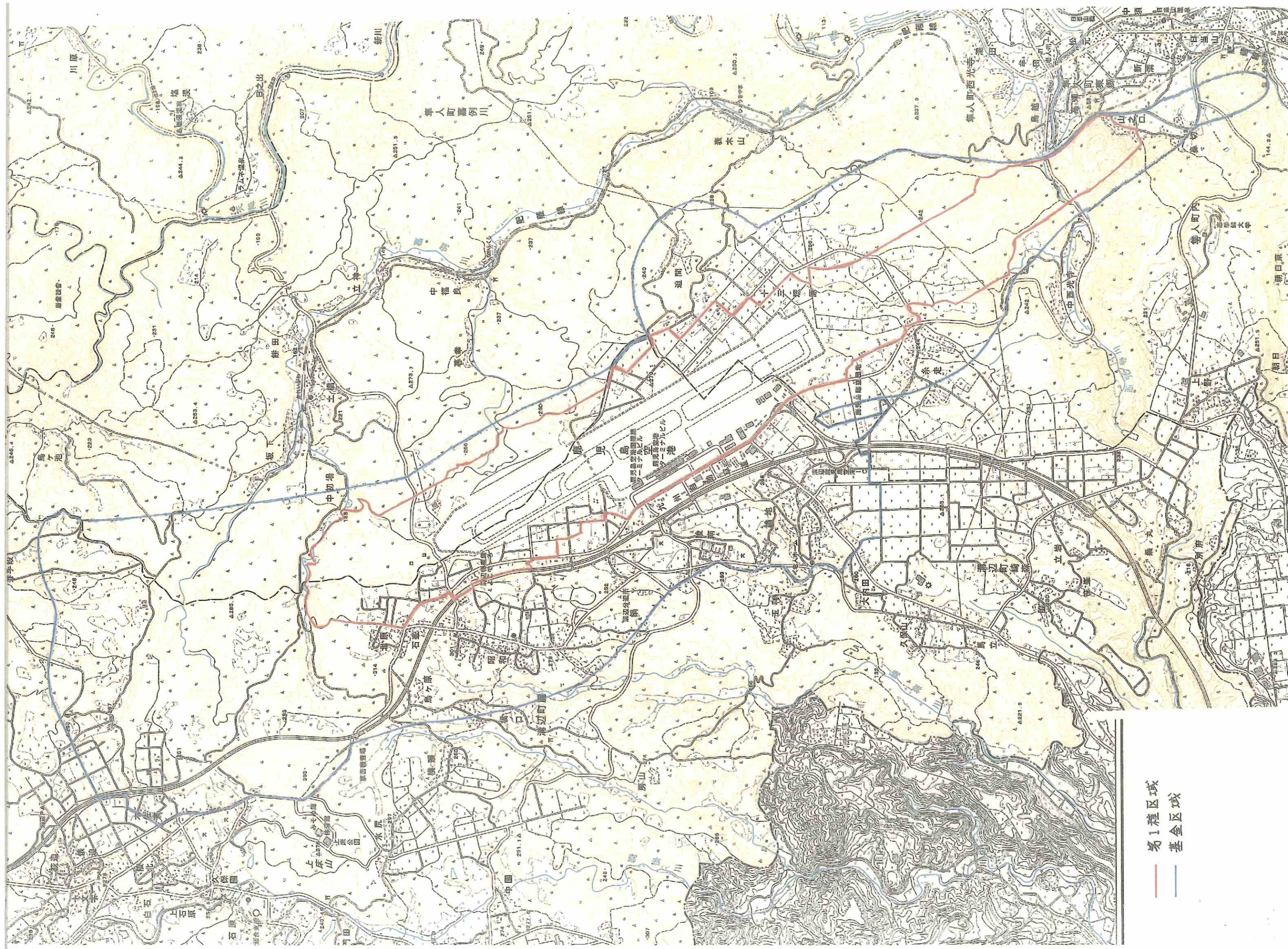
区分	対象施設・対象者		対象経費	補助額	実施期間	基準事業費	対象数	備考
	要件	公民会等名						
住宅防音対策	W値75を含む自治公民会の区域内に昭和57年告示日以前から居住している者(国による防音工事助成を受けている者を除く)で、町が特に必要と認めた住宅	迫間(全部) 表木山の一部	対象住宅に空調機(1戸につき1台に限る)を設置する場合の当該費用	限度額 315,000円 空調器機代 (10畳用冷暖房)… 30万円 市販のもの 工事費…1.5万円	概ね 3年	千円 315	戸 33	事業完了
		糸走	国の基準に準ずる (住宅防音工事)	310～430万円		3,100 ～ 4,300	3	
同上更新①	同上	迫間(全部) 表木山・山下・鼻切の一部	同上	限度額 133千円	10年後	133	77	
同上更新②	同上				10年後	133	77	
国庫事業住宅防音対策更新①	第1種区域内に居住している者で、国庫事業の対象となっている住宅		国庫事業の住民負担のうち5%を超える部分	対象経費は事業費の25% 限度額35千円	国庫事業から10年後	35	36	
同上更新②	同上(対象経費は事業費の30% 限度額42千円)				10年後	42	36	
集会施設防音等対策	概ねW値70以上の区域にある公民館	迫間、山下、鼻切	防音工事や研修施設整備等に要する経費 工事費、設計管理費、備品費等	【限度額】 迫間、山下、鼻切… 500万円 土橋、餅田、堂地西、中福良、鳥越、高畑、新溝、中須西、東林寺、西光寺、じゅじゅどん、牟田…300万円	概ね 3年	5,000	か所 3	事業完了
	町が特に必要と認めた公民館	土橋、餅田、堂地西、中福良、鳥越、高畑、新溝、中須西、東林寺、西光寺、じゅじゅどん、牟田				3,000	計 12	
共同受信施設機能回復助成	テレビ受信難視聴地区	中福良・土橋 表木山・迫間	テレビ共同アンテナの機能回復工事に要する経費 工事費	限度額 中福良・土橋…250万円 表木山・迫間…70万円	平成5年度	2,500	か所 1	事業完了
						700	1	
テレビ受信料助成	W値75の区域を含む大字の区域内に居住している者(現在、国によるテレビ受信料助成を受けている者を除く)で、町が特に必要と認めた区域の者	中福良 表木山 (大字嘉例川)	(財)空港環境整備協会による第2区域の受信料助成担当額	年 2,830円/世帯	毎年	2.83	200	事業完了

鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画(平成29年度基金造成分 溝辺地区・隼人地区)

(単位:千円、世帯)

区分	対象施設・対象者		対象経費	補助額	実施期間	基準事業費	対象数	備考
	要件	公民館等						
空港周辺地域環境整備事業	鹿児島空港周辺地域環境整備基金の対象区域に属する地区自治公民館等	大川内岡 石峯 麓原 論地 玉利 陵南 水尻横頭 陵北 三縄 中福良 迫間 日当山 姫城	空港周辺地域の環境整備及び当該地域の活性化を推進する経費	各地区自治公民館等毎に決定	概ね10年	187,000	か所 13	事業完了

※上記計画は、平成29年の鹿児島空港運用時間延長に伴い県から交付された補助金1億8,700万円を鹿児島空港周辺地域環境整備基金に積み立て、同年度、その全額を更なる鹿児島空港周辺地域の環境整備を図ると共に、地域活性化を推進するため、空港周辺地域の地区自治公民館等に対し交付金として交付したものです。



第1種区域
 基金区域

○ 提案事業の内容

※ 鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例に則り、溝辺地区及び隼人地区のそれぞれの基金残高を適切に処分して欲しい。

- ・ 鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例の確認，遵守
- ・ 対象区域の確認，継続
- ・ 対象事業の確認，継続
- ・ 対象区域への転入住民への周知，適用

※ 航空機騒音対策等の環境整備事業の促進

○ 提案の理由

○ その他

■鹿児島空港周辺地域環境整備基金の活用提案

基金を活用して行いたい事業がありましたら、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会で協議を行いますので、5月7日(火)までに提出くださるようお願いいたします。(提案は、この様式以外でも構いません。)

麓原公民館長

○提案事業の内容

1. 航空機燃料費と騒音を削減した事業の推進
 - エンジンテスト騒音軽減の防音壁やブラストフェンスの設置
 - 空港周辺の教育施設整備や交通安全対策等の事業の実施

○提案の理由

- 30年度の会議以降、住民説明会の解答で示された騒音・環境対策等に対する実質的な事業は何も計画されていません。早急な事業実施を望みます。

○その他

- 空港周辺地域の住民と国、県、市との「情報共有の場」の創設がありましたか。30年度か会議以降、なんら身に入りませんでした。

鹿児島空港周辺地域環境整備基金の活用提案

玉利地区自治公民館 館長 山下初男

◎ 提案事業の内容及び提案理由

(1) 陵南小学校の教室不足の解消に活用

《提案理由》

- 児童数の増加により 1 クラス3学級の学年が生じ、教室不足が昨年から続いている。
- この教室不足のため、特別教室を振り替えて普通教室として確保している状況である。
- プレハブ6年目の教室は、騒音対策も不十分である。

(2) 陵南小学校内のシャワー室設置に活用

《提案理由》

- 低学年の「お漏らし」、「便秘」、「人工肛門」等による処置に児童用トイレでは、人権上使用できず、職員トイレを使用している現状である。

(3) 横断歩道の白線の補修に活用

- 空港周辺の横断歩道は、白線が消えたり、消えかかっているところが7カ所あります。特にひどかった陵南駐在所近くと西原の2カ所の横断歩道は、整備されたが、残りの箇所も実施して欲しい。また、中央線の白線が消えかかった道路も多い。

(4) 公園の整備に活用

- 玉利団地近くの5号公園は、排水が悪いので排水対策を、また、トイレやベンチ等もなく公園としての機能がほとんど無い状況である。
- フラワーホーム近くの6号公園は、整備を早急に行い、災害時のフラワーホーム入所者の避難場所にも活用を。
- 空港周辺の公園予定地は、麓原の1号公園が公園としての機能を果たしているだけで他の公園は、未整備のままである。特に7号公園は、整地さえもされていない。

(5) 石峯地区の通学路歩道の設置に活用

- この通学路は、31年度に歩道250mが設置されるとのことであるが、まだ240m残っているとのこと、これの整備に活用を。なお、この距離数は、不確認の数値です。
- この道路は、空港を迂回するより近道とのことで、児童・生徒の通学時間帯に、車両の通行が特に多い。

平成29年度 航空機燃料譲与税充当実績

(単位：千円)

区 分	事 業 名	事 業 費	航 空 機 燃 料 譲 与 税 充 当 額
航空機による騒音等により生ずる障害の防止 (令3条1号)	空調機稼動費助成事業	190	190
	市内小学校管理諸室空調機設置実施設計(隼人地区)	2,343	2,342
	溝辺公民館(みそめ館)空調設備等改修工事	11,804	11,804
	溝辺地区自治公民館等の集会施設等整備事業(空調機)	5,415	5,415
	小 計	19,752	19,751
市町村又は都道府県が設置し又は管理する空港の整備及び維持管理 (令3条2号)			
	小 計	0	0
空港に関連する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、駐車場及び公園の整備 (令3条3号)	馬立～北原線道路改良工事	8,518	3,834
	論地通り1号線道路改良事業	300	135
	給油施設通り線	2,935	2,934
	市道市債償還(溝辺町分)	173,800	113,185
	小 計	185,553	120,088
空港又は航空機の災害に備えるため、空港又はその周辺に設置される消防施設の整備 (令3条4号)	高規格救急車更新事業(溝辺分遣所)	27,000	6,800
	隼人西光寺部消防詰所建替工事	23,663	1,462
	小 計	50,663	8,262
合 計		255,968	148,101

鹿児島空港運用時間外における定期便の飛行について

国土交通省大阪航空局
鹿児島空港事務所

年	月	日	22:00以降の 到着／出発 (便数)	最終の着陸 又は 離陸終了時刻	理 由 等	計
30	4	-	0/0	-	運用時間を越えた飛行はなかった	0
	5	-	0/0	-	運用時間を越えた飛行はなかった	0
	6	20	1/0	22:07	九州南部の悪天候によるもの	3
		29	1/1	22:21	全国的な悪天候による航空交通流制御のため	
	7	6	3/0	22:11	鹿児島空港の悪天候によるもの	7
		11	1/0	22:09	那覇空港混雑によるもの	
		16	2/1	22:44	羽田空港滑走路閉鎖によるもの	
	8	2	1/0	22:16	那覇空港悪天候によるもの	4
		7	0/1	22:15	機材不具合によるもの	
		12	1/0	22:06	那覇空港混雑によるもの	
		16	0/1	22:35	成田空港悪天候によるもの	
	9	1	0/1	22:26	関西空港悪天候によるもの	4
		17	1/0	22:20	関西空港悪天候によるもの	
		18	1/0	22:10	羽田空港混雑によるもの	
		21	0/1	22:15	機材整備によるもの	
	10	10	1/0	23:09	管制システムの不具合によるもの	3
		19	1/0	22:13	機材整備によるもの	
		27	0/1	22:02	他空港の悪天候によるもの	
	11	26	0/1	22:20	機材不具合によるもの	1
	12	16	1/0	22:18	機材不具合によるもの	3
26		0/1	22:17	他空港滑走路閉鎖によるもの		
29		0/1	22:05	他空港混雑によるもの		
31	1	-	0/0	-	運用時間を越えた飛行はなかった	0
	2	9	1/0	22:14	他空港天候不良によるもの	2
		19	1/0	22:01	他空港天候不良によるもの	
	3	4	1/0	22:40	機材不具合によるもの	2
13		1/0	22:01	他空港天候不良によるもの		
(補足) ・天候不良等による航空ダイヤの乱れは、全国の空港が影響を受ける ・到着及び出発とも最終便については、滞留する旅客の救済を行う目的がある						